公　告

諸　事　項

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年7月29日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成７年７月30日、東京都八王子市大和田町で発生した「大和田町スーパー事務所内けん銃使用強盗殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年７月30日から平成22年７月29日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒192―0063　東京都八王子市元横山町２丁目４番13号　警視庁八王子警察署「大和田町スーパー事務所内けん銃使用強盗殺人事件特別捜査本部」

電話042―646―4240（直通）

042―645―0110　内線6514

警視庁ホームページ

（http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

また、応募の期間に注意してください。

平成21年７月29日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成17年12月２日、茨城県常陸大宮市三美で認知された「栃木・茨城にまたがる女子児童殺人・死体遺棄事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７⑴又は⑵の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年８月１日から平成22年７月31日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

⑴　〒321―1261　栃木県日光市今市1378番地１　栃木県今市警察署「栃木・茨城にまたがる女子児童殺人・死体遺棄事件合同捜査本部」

電話0288―23―0110　内線593

フリーダイヤル0120―701―578

栃木県警察ホームページ

（http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/）

⑵　〒319―2144　茨城県常陸大宮市泉445番地の６　茨城県大宮警察署「栃木・茨城にまたがる女子児童殺人・死体遺棄事件合同捜査本部」

電話0295―52―0110　内線580・581

フリーダイヤル0120―200―457

茨城県警察ホームページ

（http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年７月29日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成19年10月16日、兵庫県加古川市別府町で発生した「加古川市における小学生女児殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年７月30日から平成22年７月29日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒675―0101　兵庫県加古川市平岡町新在家1224番地の13　兵庫県加古川警察署「加古川市における小学生女児殺人事件捜査本部」

電話079―427―0110　内線596

兵庫県警察ホームページ

（http://www.police.pref.hyogo.jp/）